

# 令和8年4月1日使用分から水道料金を改定します

千葉市営水道は市民負担の公平性の観点から県営水道と同一料金としてきましたが、令和8年4月から県営水道が料金を改定することに伴い、県営水道から購入している水の購入価格も値上げされ、収支の赤字や資金不足の拡大が見込まれることから、県営水道と同一の水道料金とする改定を行います。皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

《改定経緯》



## 新しい水道料金

### 基本料金（1カ月につき、税抜）

口径 (mm)	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
13	380	470	90
20	890	1,103	213
25	1,590	1,970	380
40	6,350	7,866	1,516
50	14,400	17,837	3,437
75	33,100	41,001	7,901
100	市長が別に定める額		

### 従量料金（1m<sup>3</sup>につき、税抜）

使用水量 (m <sup>3</sup> )	改定前 (円)	改定後 (円)	差額 (円)
1~10	57	67	10
11~20	150	175	25
21~40	244	285	41
41~100	326	380	54
101~500	404	471	67
501~	441	514	73
共用給水装置	57	67	10

## 水道料金早見表（税込、円）（水量、金額は2カ月分）

口径 (mm)	使用水量			
	10 m <sup>3</sup>	20 m <sup>3</sup>	30 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>
13	1,760 (1,460)	2,500 (2,080)	4,420 (3,740)	6,340 (5,380)
20	3,160 (2,580)	3,900 (3,200)	5,820 (4,860)	7,740 (6,500)
25	5,060 (4,120)	5,800 (4,740)	7,720 (6,400)	9,640 (8,040)
40	18,040 (14,580)	18,760 (15,220)	20,700 (16,860)	22,620 (18,520)
50	39,960 (32,300)	40,700 (32,920)	42,640 (34,580)	44,560 (36,220)
75	90,920 (73,440)	91,660 (74,060)	93,600 (75,720)	95,520 (77,360)

※（ ）内は改定前

※上記は2カ月分の使用水量及び2カ月分の金額

早見表の続きは千葉市営水道

ホームページでご覧いただけます。



## 計算例

（口径20mm、2カ月で45m<sup>3</sup>使用し、使用量を月23m<sup>3</sup>と月22m<sup>3</sup>に分けて計算した場合）

### 前月分23m<sup>3</sup>の計算

（基本料金） 1,103円  
 （従量料金） 670円（1~10m<sup>3</sup>）  
 1,750円（11~20m<sup>3</sup>）  
 + 855円（21~23m<sup>3</sup>）  
 4,378円 × 1.1（消費税） = 4,810円  
 （※10円未満切り捨て）

### 後月分22m<sup>3</sup>の計算

（基本料金） 1,103円  
 （従量料金） 670円（1~10m<sup>3</sup>）  
 1,750円（11~20m<sup>3</sup>）  
 + 570円（21~22m<sup>3</sup>）  
 4,093円 × 1.1（消費税） = 4,500円  
 （※10円未満切り捨て）

### 前月分と後月分を合算

4,810円 + 4,500円 = **9,310円**（2カ月の水道料金、税込）

### 旧料金との比較

（新料金）9,310円 / （旧料金）7,850円 → 差額1,460円

## 4月1日をまたぐ場合の日割計算

（上記計算例で検針間隔が3/9~5/8の場合）

### 日割計算式

$$\left[ \frac{\text{旧料金} \times \text{旧料金使用日数}}{\text{総使用日数}} \right] + \left[ \frac{\text{新料金} \times \text{新料金使用日数}}{\text{総使用日数}} \right]$$

### 計算例（検針間隔 3/9~5/8の場合）

$$\left[ \frac{(7,850 \text{円} \times 23 \text{日})}{61 \text{日}} \right] + \left[ \frac{(9,310 \text{円} \times 38 \text{日})}{61 \text{日}} \right] = \underline{\underline{8,750 \text{円}}} \text{（水道料金）}$$
  
 （※1円未満切り捨て） （※1円未満切り捨て） （※10円未満切り捨て）

【発信元】

千葉市水道局 水道総務課

千葉市 水道料金改定

検索

【問い合わせ先】

水道料金改定コールセンター ☎043-216-4320

平日9:00 ~ 17:00（土・日・祝日を除く）